

納付金・市町村標準保険料率算定のイメージ

令和7年度第1回
千葉県国民健康保険連携会議
資料4-1

保険給付費（医療分）
県総額：3,722億円

前期 高齢者 交付金	公費等	納付金 算定 基礎額
1,583 億円	1,066 億円	1,073 億円

A市
納付金



B市
納付金



C市
納付金

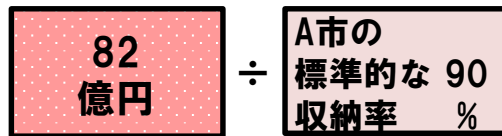
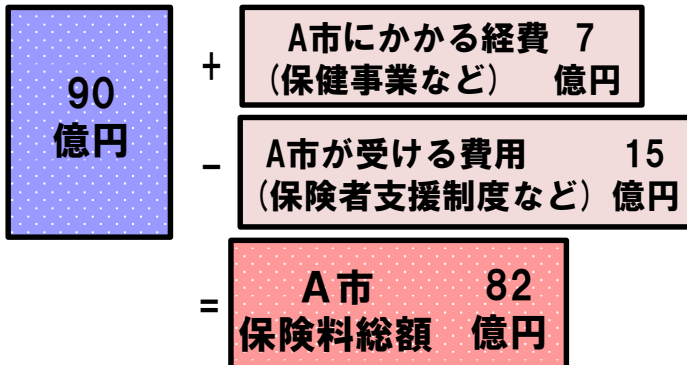


...

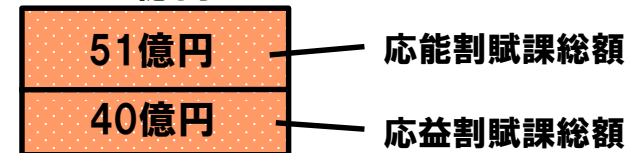
① 保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除して
納付金算定基礎額を算定。

② ①を所得や人数のシェア、医療費水準に応じて
各市町村に配分し、各市町村の納付金を算定。

A市



91億円



〈市町村標準保険料率〉
所得割率 = 応能割賦課総額 ÷ 所得総額
(7.87% ÷ 51億円 ÷ 648億円)
均等割額 = 応益割賦課総額 ÷ 被保険者総数
(47,600円 ÷ 40億円 ÷ 8.4万人)

③ ②に市町村ごとの経費や補助金等を加減算し、
保険料総額を算出

④ ③に標準的な収納率を割り戻し、
調整後保険料総額を算出

⑤ ④を各市町村の所得や人数のシェア
に応じて分割した上で、それぞれ
標準保険料率を算出

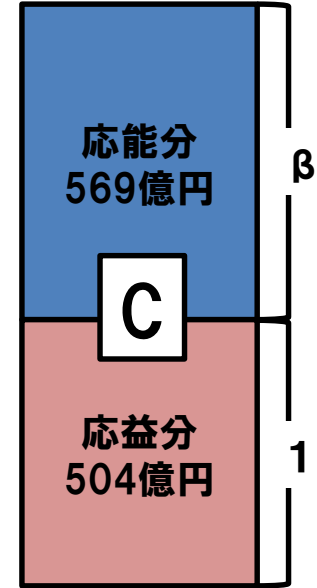
納付金の各市町村への配分イメージ（上記②の配分方法）

$$c = C \times \{ 1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) \}$$
$$\times \{ \beta \cdot (\text{所得のシェア}) + (\text{人数のシェア}) \} \div (1 + \beta)$$
$$\times \gamma$$

c：各市町村ごとの納付金基礎額
C：納付金算定基礎額
α：医療費指数反映係数（0 ≤ α ≤ 1）
β：全国平均と比較した県の所得水準（全国平均のとき β = 1）
γ：総額をCに合わせるための調整係数

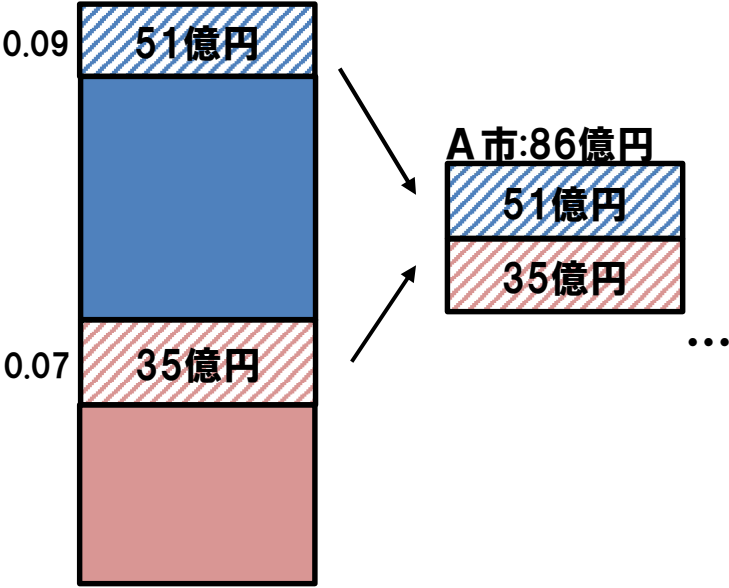
	県	A市	...
所得総額 (シェア)	7,485億円 (1)	700億円 (0.09)	
人数 (シェア)	108万人 (1)	8万人 (0.07)	
年齢調整後の 医療費指数	0.92	0.93	

県総額:1,073億円

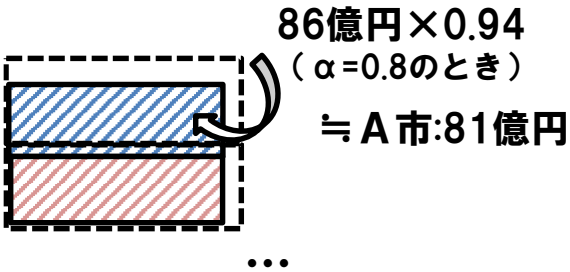


① Cをβ:1に配分
例) β = 1.13

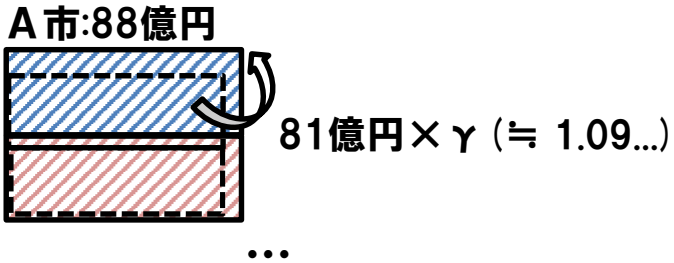
県総額:1,073億円



② ①のうち、応能分を所得のシェア、
応益分を人数のシェアに応じて各市町村に配分



③ ②に { 1 + α · (年齢調整後の医療費指数 - 1) }
を乗算



④ ③の各市町村合計がC（1,073億円）と等しく
なるよう、全市町村の③にγを乗算

令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(医療分)

【納付金の算定】

都道府県全体での保険給付費（一般分）（A）

- + 前期高齢者納付金・前期高齢者関係事務費拠出金
 - 前期高齢者交付金
 - 退職者前期調整額
- 県全体での加減算項目

= 前期調整後保険給付費（A'）

- + 特別高額医療費共同事業拠出金
 - + 審査支払手数料
 - 療養給付費等負担金（定率国庫負担（32%））
 - 国・普通調整交付金
 - 国・特別調整交付金（都道府県分）
（20歳未満の被保険者が多いこと等に係る分、経営努力分）
 - 都道府県繰入金（1号分）
 - 高額医療費負担金（国・都道府県による負担金）
 - 特別高額医療費共同事業負担金
 - 特別高額医療費共同事業交付金
 - 過年度調整（納付金の過多）
 - 保険者努力支援制度（都道府県分）
- 県全体での加減算項目

= 保険料収納必要総額（B）

- 地方単独事業の減額調整分（県全体額）

= 納付金算定基礎額（C）

医療費水準による調整 Z:当該市町村における年齢調整後医療費指数

$$\times \{1 + \alpha \times (Z - 1)\} \quad \text{※令和8年度は「0.6」とする}$$

所得と人数による分配

$$\times \{\beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア})\} / (1 + \beta)$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

= 各市町村の納付金基礎額（c）

- + 地方単独事業の減額調整分
 - 出産育児交付金
- 個別市町村の実績に応じた額を加減算

= 各市町村の納付金（d）

【標準保険料率の算定】

各市町村の納付金（d）

- + 保健事業
- + 直診勘定繰出金
- + 出産育児諸費
- + 葬祭諸費
- + 育児諸費
- + その他保険給付
- + 条例減免に要する費用
- + 特定健康診査等に要する費用

- 保険者支援制度
- 算定可能な都道府県繰入金
- 保険者努力支援制度（市町村分）
- 特定健康診査等負担金
- 過年度の保険料収納見込み
- 出産育児一時金（法定繰入分）
- 財政安定化支援事業繰入金
（保険料軽減分・過剰病床分）
- 財政安定化支援事業繰入金
（保険料軽減分・年齢構成差分）
- 一般会計繰入（地方単独事業等に係る波及増）
- 算定可能な特別調整交付金
- 過年度保険料見込（医療分）

各市町村個別の加減算項目

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）

標準的な収納率（s）による調整

$$\div s$$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）

令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(後期分)

【納付金の算定】

後期高齢者支援金等 (A)

- 後期高齢者支援金 (退職分)
 - 病床転換支援金 (退職分)
- 県全体での
加減算項目

= 調整後後期高齢者支援金等 (A')

- 後期高齢者支援金国庫負担金
 - 国・普通調整交付金
 - 都道府県繰入金 (1号分、支援金分)
 - 財政安定化基金財政調整事業分 (取崩分、支援金分)
- 県全体での
加減算項目

= 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

= 納付金算定基礎額 (C)

所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

= 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

【標準保険料率の算定】

= 各市町村の納付金 (d)

+ 条例減免に要する費用

- 保険者支援制度 (支援金分)
 - 算定可能な都道府県繰入金
 - 過年度の保険料収納見込み (支援金分)
- 各市町村個別の
加減算項目

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(介護分)

【納付金の算定】

介護納付金 (A)

- 介護納付金国庫負担金
- 国・普通調整交付金
- 都道府県繰入金 (1号分、介護分)

県全体での加減算項目

= 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

= 納付金算定基礎額 (C)

所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

$$= \text{各市町村の納付金基礎額 (c)} = (d)$$

【標準保険料率の算定】

= 各市町村の納付金 (d)

+ 条例減免に要する費用

- 保険者支援制度 (支援金分)
- 算定可能な都道府県繰入金
- 過年度の保険料収納見込み (介護分)

各市町村個別の
加減算項目

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

【新】令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(子ども・子育て支援金分)

【納付金の算定】

子ども・子育て支援金分納付金 (A)

- 療養給付費等負担金
- 国・普通調整交付金
- 都道府県繰入金 (1号分、子ども分)

県全体での加減算項目

= 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

= 納付金算定基礎額 (C)

所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

= 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

【標準保険料率の算定】

= 各市町村の納付金 (d)

+ 条例減免に要する費用

- 保険者支援制度 (子ども分)
- 算定可能な都道府県繰入金
- 過年度の保険料収納見込み (子ども分)

各市町村個別の
加減算項目

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

所得係数 β :

所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数。
都道府県の所得水準 (子ども含む) に応じて設定する。

※子ども分の所得実績が確定するまでは、医療分の所得を流用する予定。

応能シェア:

当該都道府県の所得総額に占める当該市町村の所得総額の割合 (子どもの所得を含む)

応益シェア:

当該都道府県の18歳以上被保険者総数に占める当該市町村の18歳以上被保険者数の割合